障がい者である職員の任免状況の公表

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第４条の１６に基づき、西蒲原福祉事務組合における障がい者である職員の任免状況について公表します。

※ 厚生労働省職業安定局による「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に基づき算定

【令和８年６月１日現在】

法定雇用率算定の基礎となる職員数(1)	障がい者である職員の総数(2) (実雇用率＝(2)÷(1))	法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障害者数(3) (2)－(1)×法定雇用率 2.8%
72.0 人	2.0 人 (2.78%)	0 人

※ (3)については、小数点以下切り捨て